

あっせん状況について(平成 20 年度第 2 四半期)

証券あっせん・相談センター

平成 20 年 10 月 20 日

1. あっせんの状況

- 平成 20 年 7 月～9 月の終結件数は 61 件（対前年同期比+25 件（69.4%増））であった。
- 終結件数の内訳は和解件数が 29 件、不調打切件数が 30 件、取下げが 2 件であった。
- 同期間におけるあっせんの申立件数は 51 件（対前年同期比+18 件（54.5%増））であった。また、期末の係属件数は、57 件であった。

あっせん状況一覧

		平成 20 年度 7-9 月	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 16 年度	平成 15 年度
前年度末現在 の係属件数		54 件	30	42	23	30	33
新規申立件 数		51 件	173	126	158	149	140
終結件数		61 件	149	138	139	156	143
	和解	(29 件)	(73)	(69)	(66)	(86)	(60)
	不調	(30 件)	(67)	(66)	(69)	(66)	(78)
	取下	(2 件)	(9)	(3)	(4)	(4)	(5)
9 月末現在の 係属件数		57 件	54	30	42	23	30

2. 分類別終結件数

あっせん区分	件数と割合		
	件数	割合	
		20 年 7-9 月	19 年度
勧誘に関する紛争	48	78.7%	(51.4%)
売買取引に関する紛争	11	18.0%	(29.7%)
事務処理に関する紛争	0	0.0%	(15.2%)
その他の紛争	2	3.3%	(3.6%)

以 上

あっせん状況について

平成20年10月
日本証券業協会

平成20年7月 から平成20年9月 までの間に、あっせん委員により終結した事案は 61 件である。同期間中の申立件数は、 51 件であった。
当該終結事案件数のうち、和解件数は 29 件、不調打ち切り件数は、 30 件、取下げ件数は、 2 件であった。
また、和解事案の内訳は【1. 勧誘に関する紛争】 20 件、【2. 売買取引に関する紛争】が 8 件、【3. 事務処理に関する紛争】が 0 件、
【4. その他の紛争】が 1 件となっている。その内容は、次のとおりである。

紛争の区分 紛争の内容	性別 年齢	商品区分	紛争の概要 (申立人及び被申立人の主張)	紛争解決の状況
勧誘に関する 紛争 誤った情報の 提供	女性 34歳	投信	<申立人の主張> 担当者は、投資信託購入の勧誘に際し、誤った償還期日を説明した。正しい説明を受けていれば、当該投資信託の購入は行わなかった。 申立人は、原状回復のため47万円について損害賠償を求めたい。 <被申立人の主張> 申立人の主張するような償還期日に関する誤った説明を行った事実はない。 担当者は、対象商品について十数件の販売実績があるが、申立人の主張するような苦情は1件も受けていない。	○平成20年8月、あっせん委員は、以下の見解を提示し、当事者双方が合意したことから、3万円を申立人に支払うことで【和解成立】 <あっせん委員の見解> 被申立人は、申立人以外の顧客からは苦情の申立てがない等の状況から、誤った説明及び説明不足があったとは想定しがたいと主張し、主張としては合理性があるものの、当事者間のやりとりの中で何らかの行き違いがあった可能性は否定できない。
勧誘に関する 紛争 誤った情報の 提供	男性 54歳	株式	<申立人の主張> 担当者から、ある上場企業が行う自己株式取得の情報を受けて、当該株式を信用取引で買付けた。 当該情報は虚偽であったため、被った損失724万円について損害賠償を求めたい。 <被申立人の主張> 担当者は、当該企業の自己株式消却に関する情報を提供したものであり、自己株式取得に関する情報を申立人に提供していない。	○平成20年7月、あっせん委員は、以下の見解を提示し、当事者双方が合意したことから、150万円を申立人に支払うことで【和解成立】 <あっせん委員の見解> 損失額については、当該企業の自己株式消却実施日ではなく、申立人が事実認識した時点における損失額(500万円)とすることが相当である。 情報が虚偽であったかどうかを判断する証拠はないので、不明である。しかし、本来、顧客の誤認を質す担当者が、自分自身も誤認して、申立人の誤解を助長させた感は否めない。
勧誘に関する 紛争 誤った情報の 提供	男性 34歳	株式	<申立人の主張> 被申立人のウェブ取引画面上で、上場廃止銘柄の取引所での売買最終期日を誤って表示した。 当該表示に基づき、事実誤認して当該株式を買い付けてしまい、後日、事実誤認が判明し、売却したことに伴う損失等42万円について損害賠償を求めたい。 <被申立人の主張> 申立人の主張するウェブ取引画面の誤った表示を行った事実を認める。 しかし、申立人が当該表示を見た上で購入したことを検証できず、取引所のウェブ画面を確認せず、当社にも確認せず申立人の判断で売却していることから、事故はなかったとの認識である。和解に応じる意向はない。	○平成20年7月、あっせん委員は、被申立人の責任は免れないが、一方、申立人にも被申立人の誤りに気づけなかった点等の落ち度もあるとして、38万円を申立人に支払うことで【和解成立】

紛争の区分 紛争の内容	性別 年齢	商品区分	紛争の概要 (申立人及び被申立人の主張)	紛争解決の状況
勧誘に関する 紛争 誤った情報の 提供	男性 61歳	投信	<申立人の主張> インターネット上で投資信託の解約処理を実行したが、翌朝、思い直し解約を取消そうとした。しかし、ネット画面上に取消し・訂正はできないとの表示があったため諦めた。ところが、午前8時30分までは可能であったことが判明した。誤った表示による損失28万円の損害賠償を求めたい。 <被申立人の主張> インターネット画面上に誤解生じさせるおそれのある表示があったことは認めるが、申立人が投資信託の解約を行おうとした意思があったことは確認できない。	○平成20年8月、あっせん委員は、以下の見解を提示し、当事者双方が合意したことから、13万円を申立人に支払うことで【和解成立】 <あっせん委員の見解> ・被申立人のインターネット画面表示に適切さを欠く点があったと認められる。
勧誘に関する 紛争 誤った情報の 提供	男性 59歳	投信	<申立人の主張> 担当者が、海外投資信託の基準価格がいつの市場価格、為替相場が反映されるかを誤って説明した。原状回復のため94万円について損害賠償を求めたい。 <被申立人の主張> 誤認勧誘の事実を認める。	○平成20年7月、あっせん委員は、誤認勧誘の事実が認定され、金額について当事者双方が合意したことから、請求額全額94万円を申立人に支払うことで【和解成立】
勧誘に関する 紛争 説明義務違反	法人	その他	<申立人の主張> 担当者は、金利スワップ契約の勧誘において、当該商品内容について十分な説明を行っていない。これにより被った損失等5,330万円について損害賠償及び当該契約の解除を求めたい。 <被申立人の主張> 金利スワップ契約の勧誘時に、商品内容の説明を十分に行っていなかったという可能性は否定できないことから、あっせん手続を通じて解決する用意はある。	○平成20年9月、あっせん委員は、以下の見解を提示し、当事者双方が合意したことから、2,043万円を申立人に支払うことで【和解成立】 <あっせん委員の見解> ・担当者の金利スワップ契約に関する説明が不十分であったことは否定できないものと思われる。
勧誘に関する 紛争 説明義務違反	法人	その他	<申立人の主張> 担当者は、金利スワップ契約の勧誘において、当該商品内容について十分な説明を行っていない。これにより被った損失等3,484万円について損害賠償及び当該契約の解除を求めたい。 <被申立人の主張> 金利スワップ契約の勧誘時に、商品内容の説明を十分に行っていなかったという可能性は否定できないことから、あっせん手続を通じて解決する用意はある。	○平成20年9月、あっせん委員は、以下の見解を提示し、当事者双方が合意したことから、1,939万円を申立人に支払うことで【和解成立】 <あっせん委員の見解> ・担当者の金利スワップ契約に関する説明が不十分であったことは否定できないものと思われる。
勧誘に関する 紛争 説明義務違反	法人	その他	<申立人の主張> 担当者は、金利スワップ契約の勧誘において、当該商品内容について十分な説明を行っていない。これにより被った損失等2,455万円について損害賠償及び当該契約の解除を求めたい。 <被申立人の主張> 金利スワップ契約の勧誘時に、商品内容の説明を十分に行っていなかったという可能性は否定できないことから、あっせん手続を通じて解決する用意はある。	○平成20年9月、あっせん委員は、以下の見解を提示し、当事者双方が合意したことから、140万円を申立人に支払うことで【和解成立】 <あっせん委員の見解> ・担当者の金利スワップ契約に関する説明が不十分であったことは否定できないものと思われる。

紛争の区分 紛争の内容	性別 年齢	商品区分	紛争の概要 (申立人及び被申立人の主張)	紛争解決の状況
勧誘に関する 紛争 説明義務違反	法人	その他	<申立人の主張> 被申立人は、自己の優越的地位を濫用して、申立人に対して金利交換取引契約を締結させた。 当該金利交換取引契約により被った損失2,800万円について損害賠償を求めたい。 <被申立人の主張> 被申立人に優越的地位を濫用があったとは認められない。 申立人に対して、金利交換取引契約を強要した事実はないことから、申立人の請求に応じることではない。	○平成20年7月、あっせん委員は、商品説明が十分ではなかった可能性があるとして指摘し、当事者双方に互譲を求めた結果、1,372万円を申立人に支払うことで【和解成立】
勧誘に関する 紛争 説明義務違反	法人	その他	<申立人の主張> 被申立人は、十分な説明を行わず、申立人に対して金利交換取引契約を締結させた。 当該金利交換取引契約により被った損失400万円について損害賠償を求めたい。 <被申立人の主張> 説明義務違反等の法的問題はないと考えるものの、担当者の説明において誤解を招くおそれのある点があったことを否定できない。	○平成20年8月、あっせん委員は、以下の見解を提示し、当事者双方が合意したことから、354万円を申立人に支払うことで【和解成立】 <あっせん委員の見解> ・担当者の金利交換取引契約に関する説明が不十分であった可能性は否定できない。 ・他方、申立人は、担当者が十分な説明を行うまで当該契約を締結しない等の対応をとることも可能であったと考えられることから、過失も一定程度認めざるを得ない。
勧誘に関する 紛争 説明義務違反	法人	その他	<申立人の主張> 担当者は、金利スワップ取引の勧誘の際、取引内容及び十分なリスク等の説明を行わなかった。 これにより被った損失571万円について損害賠償を求めたい。 <被申立人の主張> 担当者は、申立人に対して、金利スワップ取引に関する説明を十分行っているものと考えられるが、あっせん手続にて紛争解決を図ることとしたい。	○平成20年9月、あっせん委員は、以下の見解を提示し、当事者双方が合意したことから、400万円を申立人に支払うことで【和解成立】 <あっせん委員の見解> 被申立人は、配慮すべき注意義務を欠いていた。
勧誘に関する 紛争 説明義務違反	法人	その他	<申立人の主張> 担当者は、金利スワップ取引勧誘時に、その取引の経済合理性等について説明を行っていなかった。 これによって被った損失1,023万円について損害賠償を求めたい。 <被申立人の主張> 担当者は商品説明を十分行っていなかった可能性を否定できないものと考えていることから、一定の負担する用意はある。	○平成20年7月、あっせん委員は、商品説明が十分ではなかった可能性があるとして指摘し、当事者双方に互譲を求めた結果、455万円を申立人に支払うことで【和解成立】
勧誘に関する 紛争 説明義務違反	法人	その他	<申立人の主張> 被申立人は、十分な商品説明を行わず、申立人に対して金利交換取引契約を締結させた。 一方、申立人は、自分にも落ち度があるとして、損失額の半額である240万円について損害賠償を求めたい。 <被申立人の主張> 不法行為は認められない。	○平成20年7月、あっせん委員は、経済合理性等の商品説明を十分に行わないまま過大な取引を勧誘した側面が認められるとし、当事者双方に互譲を求めた結果240万円を申立人に支払うことで【和解成立】

紛争の区分 紛争の内容	性別 年齢	商品区分	紛争の概要 (申立人及び被申立人の主張)	紛争解決の状況
勧誘に関する 紛争 説明義務違反	女性 72歳	投信	<申立人の主張> 担当者は、投資信託とは知らせずに同商品を購入させた。担当者に元本割れを知らされるまで株価と連動した商品であるとの認識はなかった。 当該投資信託にかかる損失135万円について損害賠償を求めたい。 <被申立人の主張> 担当者は、預金ではなく投資信託であること、元本割れリスクがあること、株価に連動した商品であること等重要な事項について、十分に説明した上で販売を行っており、申立人の署名捺印を頂戴している。	○平成20年9月、あっせん委員は、以下の見解を提示し、当事者双方が合意したことから、手数料相当額16万円を申立人に支払うことで【和解成立】 <あっせん委員の見解> ・申立人は、重要事項説明書に自身の署名・捺印をしている以上、相当の過失があるものと認められる。 ・申立人は、当該投資信託のリスクに関して十分に理解しているとはいえず、担当者は申立人がリスクを十分に理解していると誤認していたものと考えられる。
勧誘に関する 紛争 説明義務違反	男性 52歳	先物・オプション	<申立人の主張> インターネットを通じた先物・オプション取引において、取引画面に表示される「必要証拠金額」が発生した翌営業日の正午までに当該「必要証拠金額」を差入れたにもかかわらず、強制決済されてしまった。取引画面に表示されている取引金額の説明などが不十分である。 これによって被った損失15万円について損害賠償を求めたい。 <被申立人の主張> 申立人は、追加証拠金額を差入れる前に、当該口座より、必要証拠金額を大きく上回る出金があったことから強制決済を行ったものであり、申立人の請求に応じることはできない。	○平成20年9月、あっせん委員は、以下の見解を提示し、当事者双方が合意したことから、13万円を申立人に支払うことで【和解成立】 <あっせん委員の見解> ・取引画面「証拠金余力一覧」中の「余力」及び「必要入金額」表示内容に申立人の誤解を招くような不適切な点があるものと思われる。 ・追加証拠金が発生しているにもかかわらず、その必要額を振替出金できるシステム仕様としていることについて、被申立人に一定の責任があるものと思われる。 ・一方、申立人にも、振替出金しながら追加証拠金差入れ期限までに被申立人に何ら確認をとらなかったという過失があるものと思われる。
勧誘に関する 紛争 説明義務違反	法人	債券	<申立人の主張> 外国債券を購入する際、当該商品内容説明書中に、大幅な価格下落リスクが内包されているものであるという明確な記載がなかった。 これまでの受取利息分を控除した5,246万円での買戻しを請求したい。 <被申立人の主張> 商品内容説明書中に大幅な価格下落リスクに関する記述がなかったことは認めるが、その他当該金融商品に関するリスクについての説明を十分行っている。	○平成20年8月、あっせん委員は、当事者双方に以下の見解を提示し、当事者双方が合意したことから、申立人に2,433万円を支払うことで【和解成立】 <あっせん委員の見解> ・担当者の勧誘行為に説明義務違反があったとまでは認められないものの、当該債券に内包される大幅な価格下落リスクがあることを注意喚起する必要があったものと考えられる。
勧誘に関する 紛争 説明義務違反	法人	債券	<申立人の主張> 担当者は、外国劣後債券を勧誘するに際し、資産価値がゼロとなるリスクの説明を一切せず、クーポンが必ず入るという断定的判断の提供を行った。 被った損失5,810万円について損害賠償を求めたい。 <被申立人の主張> 担当者は、申立人に対して商品内容、仕組み、リスクについて一部分口頭で説明を行っていなかったことは認めるものの、確認書を提出してもらうなど基本的な説明を十分行っており、説明義務違反にならないものと判断する。	○平成20年7月、あっせん委員は、当事者双方に以下の見解を提示し、当事者双方が合意したことから、2,411万円を申立人に支払うことで【和解成立】 <あっせん委員の見解> 被申立人に説明義務及び断定的判断の提供があったことまでは認定することができない。 しかしながら、被申立人は申立人に対して、市場が急変すれば当該債券の価格が急落する可能性があるということに注意喚起しておくべきであった。

紛争の区分 紛争の内容	性別 年齢	商品区分	紛争の概要 (申立人及び被申立人の主張)	紛争解決の状況
勧誘に関する 紛争 説明義務違反	法人	債券	<申立人の主張> 担当者は、外国債券の勧誘の際、為替リスク以外のリスクが存在することを説明していない。 これによって被った損失8,407万円について損害賠償を求めたい。 <被申立人の主張> 申立人は、株式、外国債券などについて十分な知識を有する法人である。 また、勧誘当時において発生可能性が低いリスクまで説明する必要がないものと考えられる。	○平成20年8月、あっせん委員は、以下の見解を提示し、当事者双方が合意したことから、4,888万円を申立人に支払うことで【和解成立】 <あっせん委員の見解> ・担当者の勧誘行為に説明義務違反は認められないものの、当該債券には大幅な価格下落リスクが内在していることを申立人に注意喚起するべきであったものと考えられる。
勧誘に関する 紛争 適合性の原則	男性 72歳	投信	<申立人の主張> 担当者は、投資信託購入の際、元本保証を示唆する勧誘があり、当該投資信託の商品性及びリスクの説明を十分しておらず、目論見書も受け取っていないことなどから、適合性原則に反する不適切な勧誘があったものとする。 これにより被った損失273万円について損害賠償を求めたい。 <被申立人の主張> 担当者は、申立人に対して、当該投資信託の商品内容、手数料、リスクに関する説明を行うとともに、元本保証ではないことを説明している。よって、申立人本人の意向による投資判断によるものであり、担当者は、適合性に反する勧誘行為を行っていない。	○平成20年7月、あっせん委員は、当事者双方に以下の見解を提示し、双方が合意したことから、80万円を申立人に支払うことで【和解成立】 <あっせん委員の見解> 担当者は、申立人に対して相応の説明を行っているものと考えられる。 申立人の顧客カードの氏名、住所以外は担当者が代筆していることから、被申立人の適合性判断に問題があるものと考えられる。 担当者的には、投信の販売時における社内ルールに反する行為があり、内部管理責任者である支店長の担当者の販売状況確認も不十分であった。
勧誘に関する 紛争 適合性の原則	女性 91歳	投信	<申立人の主張> 担当者は、高齢である申立人に保有国債から元本欠損リスクのある投資信託への乗換えを勧誘した。 担当者が行った申立人への説明は不十分であり、また、適合性の原則に反する。 したがって、当該取引に伴う損失643万円について損害賠償を求めたい。 <被申立人の主張> 担当者は、申立人の依頼に応じて、申立人に理解されるような方法及び程度の説明を尽くしている。 一方で、形式的には適合性の原則に反する外観を呈していると見られるおそれもあり、その説明に不十分な点が確認された場合には、あっせん手続において解決を図る所存である。	○平成20年7月、あっせん委員は、以下の見解を提示し、当事者双方が合意したことから、515万円を申立人に支払うことで【和解成立】 <あっせん委員の見解> 本件取引は、適合性原則違反にあたるまでいえない。 申立人に誤解が生じたことについて、担当者のリスク説明に不十分な点があった。 申立人においても、リスクに関する理解が不十分なまま取引を行ったという落ち度がある。 被申立人の過失割合を8割と考えるのが相当である。
売買取引に関する紛争 売買執行ミス	女性 72歳	株式	<申立人の主張> 担当者は、銘柄名が類似する別の銘柄を誤って購入してしまった。 当該売買執行ミスについて原状回復を求め、銘柄間の時価差額299万円の損害賠償を求めたい。 <被申立人の主張> 売買執行ミスを認める。 しかし、異議の申立は、売買執行ミスの行われた時点から4ヵ月経た後であり、申立人にも過失があるものとする。	○平成20年7月、あっせん委員は、以下の見解を提示し、当事者双方が合意したことから、118万円を申立人に支払うことで【和解成立】 <あっせん委員の見解> 被申立人は、最低限の受注確認を行っているものの、申立人が購入しようとした株式を既に保有しており、申立人の担当者が直接受注していることを勘案すると、注文に対する確認が不十分であった面は否めない。 一方、申立人においては、銘柄名を正確に伝えていないことに加え、「取引報告書」等を十分に確認してなかった。

紛争の区分 紛争の内容	性別 年齢	商品区分	紛争の概要 (申立人及び被申立人の主張)	紛争解決の状況
売買取引に関する紛争 売買執行ミス	女性 85歳	投信	<申立人の主張> 担当者は、投資信託の購入において申立人の発注とは違う銘柄を購入してしまった。 当該約定の原状回復を求め16万円の損害賠償を求める。 <被申立人の主張> 担当者は、注文受注時に問題はなかったが、もう一段の確認を行うべきであったと考えている。 また、約定の取消し処理の際の説明は不十分であった。	○平成20年7月、あっせん委員は、以下の見解を提示し、当事者双方が合意したことから、16万円を申立人に支払うことで【和解成立】 <あっせん委員の見解> 被申立人が、申立人の売買執行ミスの苦情申立て後、約定の取消し処理について誤った説明を行ったため、申立人に必要のない取引を行わせ、損失が発生したものである。 当該損失は被申立人が負うべきものとする。
売買取引に関する紛争 売買執行ミス	男性 49歳	債券	<申立人の主張> 担当者に、保有している国債の売却を依頼したところ、担当者の手続きが遅延したため、受取金額が当初よりも少なくなった。 当初の売却代金と実際の売却代金の差額8万円の損害賠償を求めたい。 <被申立人の主張> 事実関係を概ね認める。 しかし、申立人は経過利子を得ていることから当該売却代金から控除するべきである。	○平成20年7月、あっせん委員は、売買執行ミスの事実を認め、金額について当事者双方が合意したことから、申立人が受け取った経過利子を控除した8万円を申立人に支払うことで【和解成立】
売買取引に関する紛争 売買執行ミス	男性 43歳	債券	<申立人の主張> 担当者に、保有している国債の売却を依頼したところ、担当者の手続きが遅延したため、受取金額が当初よりも少なくなった。 当初の売却代金と実際の売却代金の差額9万円の損害賠償を求めたい。 <被申立人の主張> 事実関係を概ね認める。 しかし、申立人は経過利子を得ていることから当該売却代金から控除するべきである。	○平成20年7月、あっせん委員は、売買執行ミスの事実を認め、金額について当事者双方が合意したことから、申立人が受け取った経過利子を控除した9万円を申立人に支払うことで【和解成立】
売買取引に関する紛争 売買執行ミス	男性 51歳	債券	<申立人の主張> 担当者に、保有している国債の売却を依頼したところ、担当者の手続きが遅延したため、受取金額が当初よりも少なくなった。 当初の売却代金と実際の売却代金の差額13万円の損害賠償を求めたい。 <被申立人の主張> 事実関係を概ね認める。 しかし、申立人は経過利子を得ていることから当該売却代金から控除するべきである。	○平成20年7月、あっせん委員は、売買執行ミスの事実を認め、金額について当事者双方が合意したことから、申立人が受け取った経過利子を控除した13万円を申立人に支払うことで【和解成立】
売買取引に関する紛争 売買執行ミス	法人	投信	<申立人の主張> 投資信託解約処理を依頼したところ、被申立人の事務処理ミスにより売買執行が遅延し、706万円の損失を被ってしまった。 被った損失及び遅延期間の逸失利益合計802万円について損害賠償を求めたい。 <被申立人の主張> 申立人の主張に異議はない。	○平成20年9月、あっせん委員は、事務処理遅延の発生に争いはなく、当事者双方が合意したことから、802万円を申立人に支払うことで【和解成立】

紛争の区分 紛争の内容	性別 年齢	商品区分	紛争の概要 (申立人及び被申立人の主張)	紛争解決の状況
売買取引に関する紛争 売買執行ミス	法人	株式	<申立人の主張> 担当者は、売注文を誤って買注文として執行してしまった。 一方で、申立人が当該売買執行ミスに気づいたのは2週間以上経過してからであった。 以上の状況から損失の半額547万円の損害賠償を求めたい。 <被申立人の主張> 申立人の請求に応じることとしたい。	○平成20年9月、あっせん委員は、当事者双方が合意したことから、547万円を申立人に支払うことで【和解成立】
売買取引に関する紛争 売買執行ミス	女性 61歳	投信	<申立人の主張> 担当者は、変額保険へ乗り換えるための売却勧誘をうけ、解約手続きを行ったにもかかわらず、被申立人は執行しなかった。 これに伴う損失61万円の損害賠償をもとめたい。 <被申立人の主張> 解約手続きに当っては、「解約申込書」の提出を要するが、その事実が確認できない。 解約手続きを行った日から半年以上も放置したことによる損害金の請求には応じられない。	○平成20年7月、あっせん委員は、以下の見解を提示し、当事者双方が合意したことから、30万円を申立人に支払うことで【和解成立】 <あっせん委員の見解> 申立人が解約の申出が受理されたと誤解するような対応を行ったと考える。 一方申立人も、解約の受理について確認を怠った。 時間的、経済的負担が多いことから互譲すべきである。
その他の紛争 詐取・横領	女性 73歳	株式	<申立人の主張> 担当者は、株式の購入代金と称して707万円を詐取した。 当該金額の返還を求めたい。 <被申立人の主張> 使用者責任を認める。 一方で、申立人は取引報告書の確認等を行っていない過失があると考ええる。	○平成20年9月、あっせん委員は、以下の見解を提示し、当事者双方が合意したことから、534万円を申立人に支払うことで【和解成立】 <あっせん委員の見解> ・被申立人の使用者責任は免れ得ない。 ・申立人は、取引報告書等の確認及び被申立人への問い合わせ等の確認を行っていなかった過失がある。